

都市計画審議会
都市計画道路見直し検討小委員会
報告書

平成18年3月

はじめに

都市計画道路は、都市計画やまちづくりの根幹をなし、従来から交通需要の予測に基づく機能的な道路網の形成、また都市施設としての空間機能等に配慮しつつ都市計画決定がなされ、順次整備がはかられてきた。しかし、今日的課題として少子高齢化などの進行に伴う市街地拡大の収束や自動車交通需要の減少傾向が予想され、また公共事業のさらなる効率化・重点化の要請の高まりなど、社会経済情勢は大きく変化している。こうした背景から、また今後を見据え、超高齢社会への対応、環境への配慮などの社会的要請に応えるためにも、都市計画道路については、その必要性について再検証することが求められている。

このため大阪府では、都市計画決定後長期間にわたり事業未着手の(大阪府決定の)都市計画道路について、これからの将来都市像に沿った計画となっているか、順次、点検・検証が進められており、箕面市でも市域内の都市計画道路について、大阪府の取り組みと整合を図りつつ、独自の見直しが検討されることとなった。

これにあたり、箕面市は、その見直しが市域内の都市計画道路全体(府決定、市決定にかかわらず)を見渡した視野の広い検証・検討となるよう、多様な視点から「市域内の都市計画道路網のあり方」を組み立て、それをふまえて、見直しに必要となる「見直しの方針や基準」を作成すべく、平成17年度第1回箕面市都市計画審議会において、「これからの都市計画道路のあり方について」を箕面市都市計画審議会に諮問した。

諮問を受けた都市計画審議会では、交通計画・まちづくり・防災・環境・公共政策(経済性)・法律・行政実務の視点から検討するため、これら専門的見地を確保し、また、効率的な審議進行のため都市計画審議会内に7名の委員で構成する都市計画道路見直し検討小委員会(以下、「小委員会」という。)を設けた。

小委員会では、市民アンケート調査結果(審議会(小委員会)案に基づき平成17年9月に箕面市が実施)などもふまえながら、5回にわたって議論を深め、「都市計画道路網等のあり方」についての整理、さらに見直しの方針や基準にあたる「都市計画道路見直しの基本的指針」について、先般パブリックコメント(小委員会提案に基づく審議会素案について平成18年2月に都市計画審議会が実施)をへて、第6回小委員会で審議会答申案として整理したところである。

本報告書は、以上、小委員会で議論してきた内容を取りまとめたもので、都市計画道路の見直しの基礎資料としてのみならず、今後の都市計画道路網について示唆を与えるものとなるよう願っている。

最後に、都市計画道路見直しの基本的指針(審議会答申案)作成に至るまで、精力的にご尽力をいただいた小委員会のメンバーをはじめ、ご協力いただいた関係各位に心から感謝を申し上げます。

平成18年3月8日

都市計画道路見直し検討小委員会座長
新 田 保 次

目 次

1. 市域の都市計画道路網等の現状	1
1.1 都市計画道路について	1
1.2 都市計画道路網の整備状況	3
1.3 箕面市の現況	9
1.4 箕面市の人の動き	19
1.5 道路交通の現況	22
1.6 公共交通の現況	26
1.7 上位計画	30
1.8 関連計画	37
1.9 主要プロジェクト	39
2. 市民アンケート調査	41
2.1 アンケート調査概要	41
2.2 アンケート回答者の属性	43
2.3 都市計画道路について	45
3. これからの都市計画道路網のあり方	56
3.1 都市計画道路網等の課題	56
3.2 これからの都市計画道路網のあり方	58
3.3 道路・交通網の計画・整備段階における配慮事項	60
4. 都市計画道路見直しの基本的指針	61
4.1 都市計画道路見直しの基本的指針検討の流れ	61
4.2 箕面市における都市計画道路の見直し方針	63
4.3 都市計画道路網のあり方と見直し検討路線の評価方法	65
4.4 箕面市都市計画道路見直しの基本的指針のとりまとめ	68
都市計画道路見直し検討小委員会について	69

添付資料

箕面市都市計画道路見直しの基本的指針(都市計画審議会案)

パブリックコメント実施概要

市民アンケート結果概要

1. 市域の都市計画道路網等の現状

1.1 都市計画道路について

(1) 都市における道路の機能

○ 都市における道路の機能には、交通機能、空間機能、市街地形成機能がある。

機能	概要
交通機能	都市における円滑な移動を確保する機能
空間機能	都市環境、都市防災などの面で良好な都市空間を形成し、供給処理施設などの収容空間を確保する機能
市街地形成機能	都市構造を形成し、街区を構成する機能



出典：道路構造令の解説と運用より作成

図-1.1 道路の収容空間としての活用例

(2) 都市計画道路を定める意義

○ 都市計画道路は、都市計画法にもとづいて計画される道路で、円滑な都市活動、都市の利便性の向上、良好な都市環境を確保するうえで必要な施設である。

都市計画に定めることについては、以下のような意義がある。

① 計画段階における整備に必要な区域の明確化

都市計画道路の整備に必要な区域をあらかじめ都市計画において明確にすることにより、長期的視点から計画的な整備を展開することができる。

② 土地利用や各都市施設間の計画の調整

都市内の土地利用計画や、公園・緑地などの各都市施設との間で計画調整を図ることができ、総合的、一体的に都市の整備、開発を進めることができる。

③ 住民の合意形成の促進

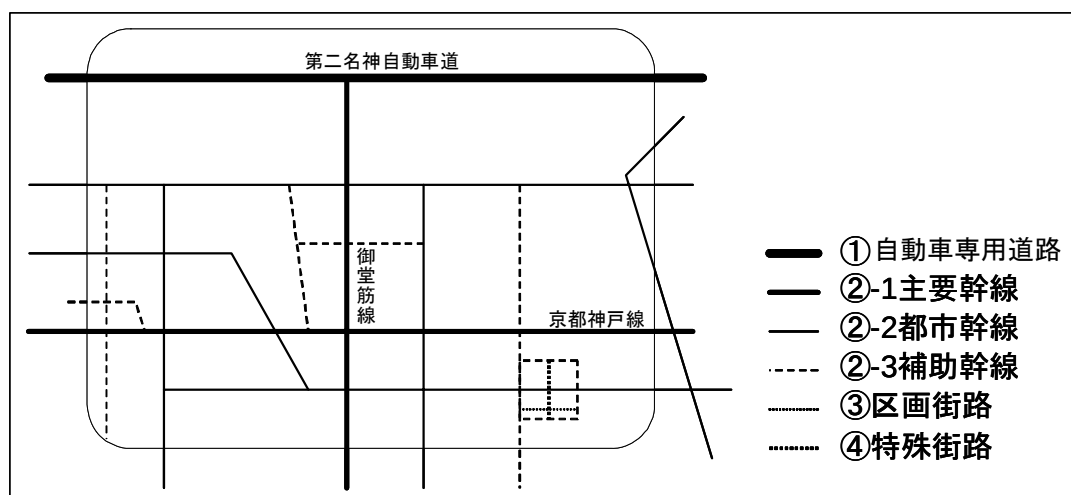
将来の都市において必要な道路の規模、配置を広く住民に明確に示すとともに、開かれた手続きによって地域社会の合意形成を図ることができる。

出典：実務者のための新都市計画マニュアルⅡより作成

(3) 都市計画道路の分類

- 都市計画道路は、自動車専用道路、幹線街路、区画街路、特殊街路に分類される。

区分		機能等
①自動車専用道		都市高速道路、一般自動車道等、都市内外の自動車交通を大量かつ高速に処理する道路
②幹線街路	②-1 主要幹線街路	都市の拠点間を連絡したり、自動車専用道路と連絡し、都市に出入りする交通や枢要な地域間相互の自動車交通を処理する道路
	②-2 都市幹線街路	都市内の各地区または主要な施設相互間の交通を集約して処理する道路で、都市の骨格を形成する道路
	②-3 補助幹線街路	主要幹線街路、都市幹線街路で囲まれた区域内において幹線街路を補完し、区域内に発生集中する交通を効率的に集散させる道路
③区画街路		街区内の交通を集散させるとともに、宅地への出入交通を処理する、日常に密着した道路
④特殊街路		歩行者、自転車専用道路や都市モノレール等の交通のための道路



出典:実務者のための新都市計画マニュアルⅡより作成

(4) 都市計画道路の決定権者について

- 都市計画道路の決定権者の基準は、平成 10 年 11 月 20 日以前と以後で変更された。
○ 現在の基準で市が決定権者となる道路は、「4 車線未満の市道」である。

	(前) 平成 10 年 11 月 20 日 (後)	
府決定	幅員 16m 以上の道路 (国道、府道、市道などの区別無し)	国道、府道、自動車専用道、4 車線以上の市道
市決定	幅員 16m 未満の道路 (国道、府道、市道などの区別無し)	4 車線未満の市道

出典:都市計画法 11 条他より作成

(5) 都市計画道路の区域内における建築の規制

○ 道路の都市計画が定められている区間内（都市計画道路の区域）に建築物を建築する場合には、都市計画法 53 条の定めるところにより、都道府県知事の許可が必要であり、また、都市計画法 54 条の定めるところにより、次の要件にすべて適合していなければ許可を受けることができない。

- ①階数が 3 以下で地階がないこと
- ②主要な構造部が木造、鉄骨造、コンクリートブロック造その他これに類する構造であること
- ③容易に移転、除去することができるものであること

出典：実務者のための新都市計画マニュアルⅡより作成

1.2 都市計画道路網の整備状況

(1) 整備状況

都市計画道路（幹線街路）は、H17 年 3 月 31 日現在 28 路線 57.8km が計画されている。その内、37.14km が整備済みであり、14 路線 20.66km が未着手である。

表-1.1 都市計画道路の整備状況

道路の区分	路線数	計画延長	整備延長	整備率
自動車専用道	3	14.21 km	0.00 km	0.0%
幹線街路	28	57.80 km	37.14 km	64.3%
区画街路	3	1.80 km	0.93 km	51.7%
特殊街路 (モノレール専用道含む)	6	3.71 km	1.15 km	31.0%
合計	40	77.52 km	39.22 km	50.6%

出典：箕面の都市計画（平成 17 年 3 月 31 日）より作成

(2) 未着手都市計画道路の計画決定年次

幹線街路のうち、都市計画決定後 30 年以上経過している路線は、5 路線である。

表-1.2 長期間未着手路線一覧

No.	名称	都市計画決定				整備済		
		告示年月日	幅員(m)	延長(m)	備考	幅員(m)	延長(m)	整備率(%)
1	3・4・3 田村橋通り	S34年3月31日	16～20	1,580	番号の変更	-	-	-
		S52年11月25日	16～20	1,580				
2	3・4・8 芝如意谷線	S42年1月17日	16	1,040	番号の変更	-	-	-
		S52年11月25日	16	1,040				
3	3・5・13 瀬川新稲線	S34年3月31日	12～22	2,210	起点、経過地及び幅員の変更 起点及び延長の変更 番号の変更	12	980	39.0
		S37年6月19日	12～22	2,110				
		S42年1月17日	12～22	2,510				
		S52年11月25日	12～22	2,510				
4	3・6・15 桜井豊中線	S34年3月31日	10	210	起点の変更 番号の変更	-	-	-
		S37年6月19日	10	210				
		S52年12月12日	10	210				
5	3・6・16 桜井石橋線	S34年3月31日	12～16	1,420	番号、起点、幅員及び延長の変更 番号の変更	12	520	30.8
		S37年6月19日	10～16	1,690				
		S52年12月12日	10～16	1,690				

出典：箕面の都市計画（平成 17 年 3 月 31 日）より作成



図-1.2 現地写真 瀬川新稲線整備済み箇所 (H17/7/12 撮影)



図-1.3 現地写真 桜井石橋線未着手 箇所 (H17/7/12 撮影)

表-1.3 都市計画道路一覧表-1（幹線街路）

名称	都市計画決定					整備済		
	告示年月日	告示番号	幅員(m)	延長(m)	備考	幅員(m)	延長(m)	整備率(%)
3・1・1 御堂筋線	S37年6月19日	建告示第1446号	30	1,430	番号、終点、幅員及び延長の変更 区域の変更 番号の変更 幅員の変更	20～50	2,370	92.8
	S42年1月17日	建告示第66号	20～50	2,370				
	S44年5月23日	建告示第493号	20～50	2,370				
	S52年11月25日	建告示第1623号	20～50	2,370				
	H7年7月7日	建告示第1099号	33～62.5	2,370				
3・4・2 大阪箕面線	S34年3月31日	建告示第745号	16～18	1,850	駅前広場2,300㎡を含む 起点の変更 終点及び駅前広場の変更 (6,300㎡) 番号の変更	16～18	1,790	100.0
	S37年6月19日	建告示第1446号	16～18	1,850				
	S48年2月14日	建告示第195号	16～18	1,790				
	S52年11月25日	建告示第1623号	16～18	1,790				
3・4・3 田村橋通り線	S34年3月31日	建告示第745号	16～20	1,580	番号の変更	-	-	-
	S52年11月25日	建告示第1623号	16～20	1,580				
3・4・4 京都神戸線	S34年3月31日	建告示第745号	16	5,380	番号、終点、幅員及び延長の変更 起点及び延長の変更 番号の変更	12～20	7,470	100.0
	S37年6月19日	建告示第1446号	12～20	6,160				
	S39年4月10日	建告示第1179号	16～20	7,470				
	S52年11月25日	建告示第1623号	16～20	7,470				
3・4・5 瀬川池田線	S37年6月19日	建告示第1446号	20	230	番号の変更	20	230	100.0
	S52年11月25日	建告示第1623号	20	230				
3・4・6 千里2号線	S37年6月19日	建告示第1446号	16	450	起終点の変更 番号の変更	16	1,210	100.0
	S42年1月17日	建告示第66号	16	1,210				
	S52年11月25日	建告示第1623号	16	1,210				
3・4・7 中央線	S34年3月31日	建告示第745号	12～22	2,970	起点及び幅員の変更 起点、幅員及び延長の変更 番号の変更	16～22	3,950	100.0
	S37年6月19日	建告示第1446号	12～22	2,970				
	S42年1月17日	建告示第66号	16～22	3,950				
	S52年11月25日	建告示第1623号	16～22	3,950				
3・4・8 芝如意谷線	S42年1月17日	建告示第66号	16	1,040	番号の変更	-	-	-
	S52年11月25日	建告示第1623号	16	1,040				
3・4・9 山麓線	S42年1月17日	建告示第66号	12～16	4,440	番号の変更	12～16	4,440	100.0
	S52年11月25日	建告示第1623号	12～16	4,440				
3・4・10 小野原豊中線	S42年1月17日	建告示第66号	16～18	4,850	番号の変更 区域の変更 一部区間の幅員の変更	16～48	3,940	81.2
	S52年11月25日	建告示第1623号	16～18	4,850				
	H2年12月7日	建告示第1369号	16～48	4,850				
	H11年8月31日	建告示第1499号	16～48	4,850				
3・5・11 箕面池田線	S34年3月31日	建告示第745号	12	1,610	番号の変更	12	1,610	100.0
	S52年11月25日	建告示第1623号	12	1,610				
3・5・12 小野原中村線	S42年1月17日	建告示第66号	12	2,040	番号及び起点の変更	12	2,230	100.0
	S52年11月25日	建告示第1623号	12	2,230				
3・5・13 瀬川新稲線	S34年3月31日	建告示第745号	12～22	2,210	起点、経過地及び幅員の変更 起点及び延長の変更 番号の変更	12	980	39.0
	S37年6月19日	建告示第1446号	12～22	2,110				
	S42年1月17日	建告示第66号	12～22	2,510				
	S52年11月25日	建告示第68号	12～22	2,510				
3・6・14 牧落公園線	S27年12月5日	建告示第1423号	8	1,780	駅前広場1,900㎡を含む 駅前広場の面積及び形状の変更(2,300㎡) 駅前広場の廃止 線形及び終点の変更 番号の変更	8	1,800	100.0
	S32年11月19日	建告示第1450号	8	1,860				
	S34年3月31日	建告示第745号	8	1,830				
	S48年1月14日	市告示第2号	8	1,800				
	S52年12月12日	市告示第68号	8	1,800				
3・6・15 桜井豊中線	S34年3月31日	建告示第745号	10	210	起点の変更 番号の変更	-	-	-
	S37年6月19日	建告示第1446号	10	210				
	S52年12月12日	市告示第68号	10	210				

出典：箕面の都市計画(平成17年3月31日)より作成

表-1.4 都市計画道路一覧表-2（幹線街路）

名称	都市計画決定					整備済		
	告示年月日	告示番号	幅員(m)	延長(m)	備考	幅員(m)	延長(m)	整備率(%)
3・6・16 桜井石橋線	S34年3月31日	建告示第745号	12～16	1,420	駅前広場1,800㎡を含む 番号、起点、幅員及び延長の変更 番号の変更	12	520	30.8
	S37年6月19日	建告示第1446号	10～16	1,690				
	S52年12月12日	市告示第68号	10～16	1,690				
3・5・17 小野原1号線	S52年12月12日	市告示第68号	12	1,390	小野原特定土地区画整理区域	12	1,390	100.0
3・5・18 船場稲線	S52年12月12日	市告示第68号	12	670	萱野第二土地区画整理区域	12	670	100.0
3・5・19 芝1号線	S57年8月27日	市告示第59号	12	380	萱野第一農住組合特定土地区画整理区域	12	380	100.0
3・5・20 小野原4号線	S58年11月2日	市告示第62号	12	1,210	小野原東特定土地区画整理区域	12	1,210	100.0
3・2・21 茨木箕面丘陵線	H4年5月8日	府告示第622号	30～42	1,010	国際文化公園都市特定土地区画整理区域(一部区域外) 終点、延長の変更 一部区間の幅員の変更	-	-	-
	H11年8月31日	府告示第1497号	30～57	1,320				
	H13年2月23日	府告示第247号	35～57	1,320				
3・4・22 国文都市4号線	H4年5月8日	府告示第622号	16～30	2,480	国際文化公園都市特定土地区画整理区域(一部区域外) 終点、延長の変更	-	-	-
	H11年8月31日	府告示第1497号	12～64	2,456				
3・4・23 萱野東西線	H7年3月31日	府告示第565号	18～25	1,500	萱野中央特定土地区画整理区域(一部区域外)	18～25	680	45.3
3・3・24 萱野1号線	H7年3月31日	府告示第565号	25	270	萱野中央特定土地区画整理区域	25	270	100.0
3・5・25 止々呂美吉川線	H8年2月21日	府告示第277号	18～27	3,700	水と緑の健康都市特定土地区画整理区域(一部区域外) 番号、幅員、延長の変更	-	-	-
	H15年12月12日	府告示第2067号	14	4,110				
3・4・26 止々呂美東西線	H8年2月21日	府告示第277号	14～20	2,630	水と緑の健康都市特定土地区画整理区域(一部区域外) 幅員及び延長の変更	-	-	-
	H15年12月12日	府告示第2067号	20	2,090				
3・4・27 止々呂美湖畔線	H8年2月21日	府告示第277号	16	1,360	水と緑の健康都市特定土地区画整理区域(一部区域外) 廃止	-	-	-
	H15年12月12日	府告示第2067号	-	-				
3・5・28 止々呂美山の手線	H8年2月21日	市告示第13号	14	2,050	水と緑の健康都市特定土地区画整理区域 延長の変更	-	-	-
	H15年12月12日	市告示第146号	14	2,070				
3・5・29 小野原6号線	H11年8月31日	市告示第75号	13	1,250	小野原西特定土地区画整理区域	-	-	-

出典：箕面の都市計画(平成17年3月31日)より作成

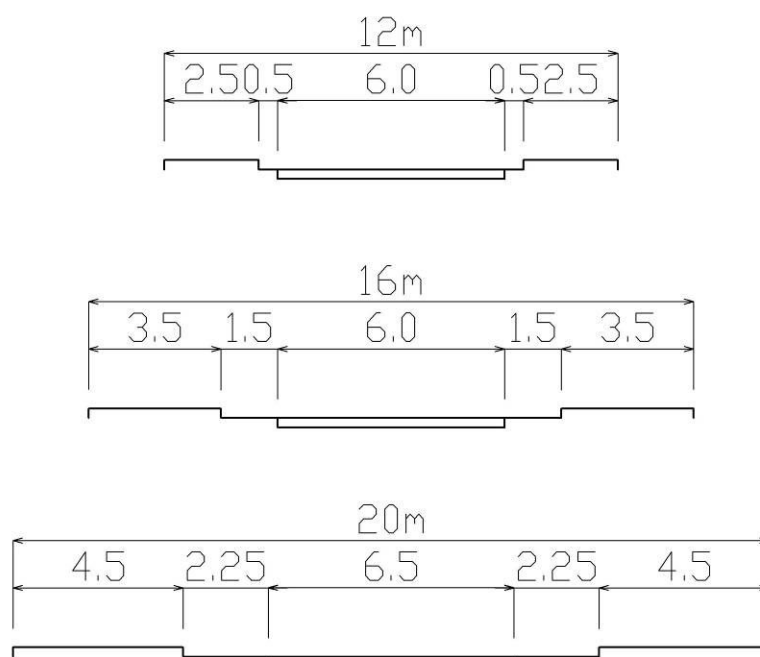


図-1.4 標準横断面図

出典：道路構造例の解説と運用より作成

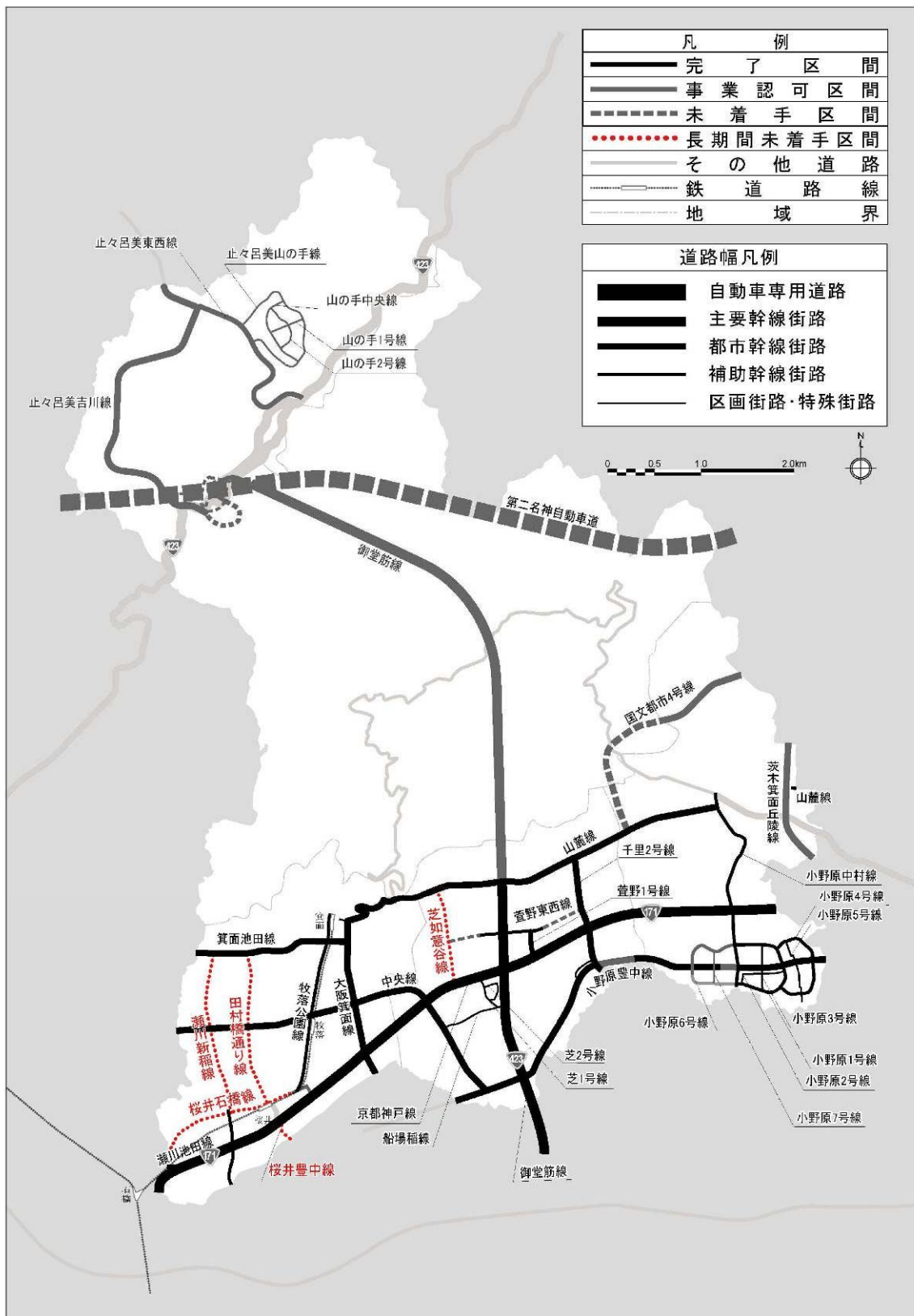


図-1.5 箕面市における都市計画道路

出典: 箕面市都市計画図より作成

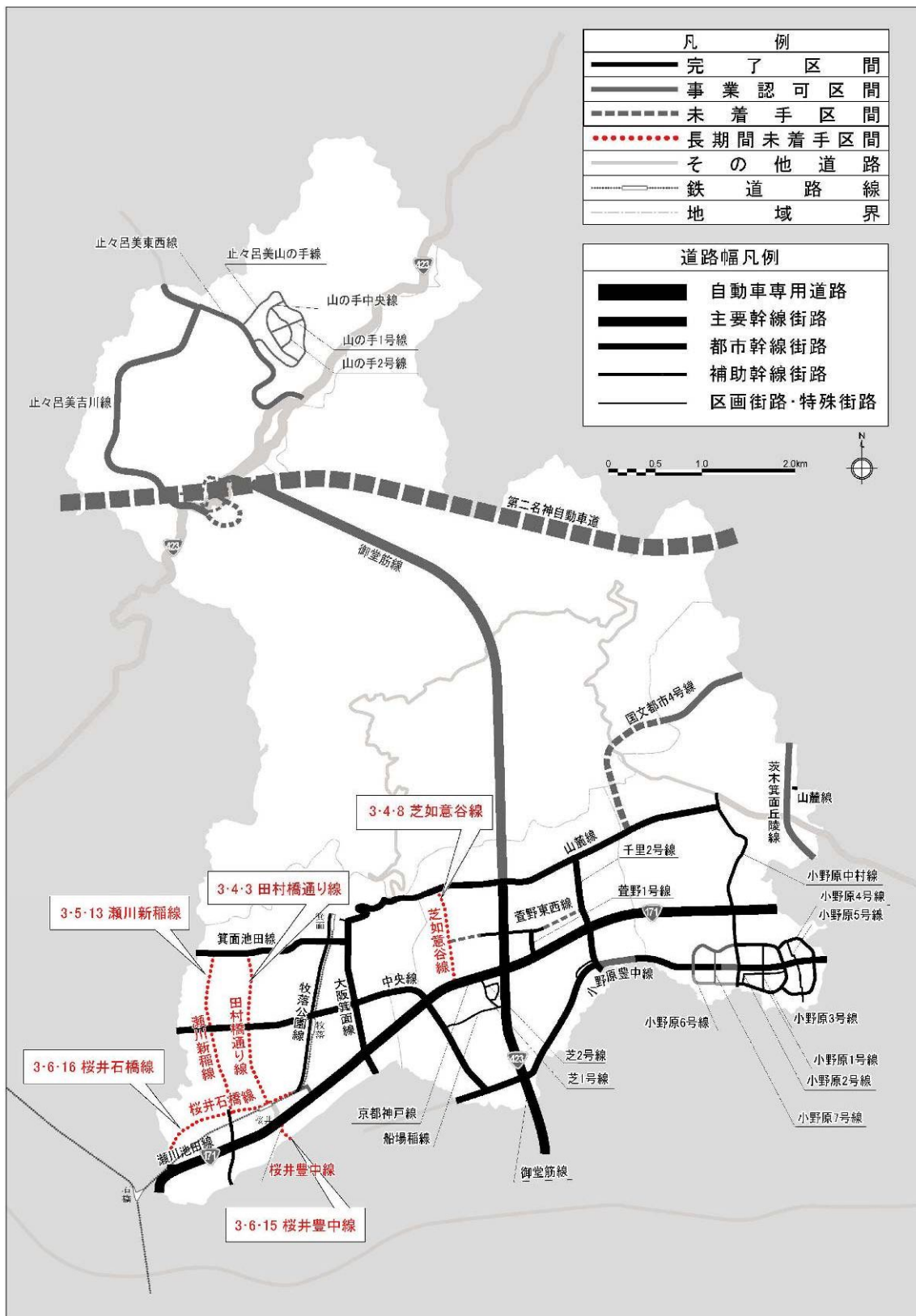


図-1.6 箕面市における長期間未着手路線

出典：箕面市都市計画図より作成